

公募型プロポーザル方式によるアート作品の利活用に係る事業者募集要項

令和7年7月

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

目次

- 1 募集の趣旨 P 1
- 2 譲渡の概要 P 1
- 3 応募者の参加資格要件 P 2
- 4 応募の手続き P 3
- 5 譲渡先候補者の審査・選定 P 4
- 6 契約締結に関する事項 P 6
- 7 問合せ先及び提出先 P 6

1 募集の趣旨

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、本協会）では、2025年日本国際博覧会の機運醸成のため、大阪・関西万博スペシャルサポーターの青木崇高氏との共創により、万博会場の余材を活用したアート作品を制作しました。万博開催期間中に大阪市内2か所で展示した作品（以下「アート作品」という。）を、万博のレガシーとして引き続き有効に活用・展示していただくため、公募によりアート作品の展示場所、展示形態等の提案を求めるものです。

2 譲渡の概要

（1）譲渡物件の概要

名 称 アート作品「平」および「和」（2作品一対）

現展示場所 「平」京阪電気鉄道 中之島駅 アート作品展示コーナー

（大阪市北区中之島五丁目3番50号）

「和」マルビル大阪・関西万博バスターミナル待合室

（大阪市北区梅田一丁目9番20号）

作品サイズ 直径約2,200mm×厚み約100mm

台座サイズ 単管パイプ製 W2,700mm×D1,173mm×H2,200mm（いずれも最大値）

構 造 作品 木造

台座 単管パイプ、ボルト等

※現状有姿で引き渡し。物件の詳細については、物件調書でご確認ください。

※2作品一対となりますので、1作品のみの引受は出来かねます。

（２）譲渡の時期

令和 7 年 10 月 14 日（火）～令和 7 年 10 月 21 日（火）（予定）

（３）譲渡方法

アート作品及び台座の全てを無償譲渡します。ただし、台座の解体、アート作品の移転および展示先での設置等にかかるすべての費用は譲受人の負担とします。

（４）事業者に提案を求める事項

参加事業者には、アート作品の展示場所および展示期間、維持管理方法等、作品の価値を高める展示方法の提案を求めるものです。業種の限定は行いませんが、アート作品の展示という趣旨に鑑み、これまでアート作品の展示事業等に従事されたことの経験をお示しいただき、アーティストの希望の展示方法に沿った事業内容であるかという視点で提案の評価を行います。

（５）譲渡における条件

①基本条件

万博のレガシーとして、アート作品を一般に鑑賞できるように継続的に展示すること

②基本条件に関する基準等

基本条件に関して、求める基準は以下のとおり

- ・週 4 日以上、1 日 7 時間以上展示をすること
- ・上記日時において譲渡したアート作品を適正管理すること
- ・展示期間は少なくとも 3 年とし、その後の期間もアート作品の状況を見ながら、アーティストと相談のうえ、極力展示を継続するよう取り組むこと
- ・日本国内にてアート作品を展示すること

③アート作品の著作権(著作権法第 27 条および第 28 条で定める権利含む)は、青木崇高氏のアート作品管理会社であるナビガトリア株式会社が有することとし、譲受人が本作品の撮影、上映、公衆送信・公の伝達等著作権法に定める権利を利用する場合は予めナビガトリア株式会社と相談することとする。本作品を再利用した物品作成等についても同様とする。

3 応募者の参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たす事業者（ただし、法人、公的機関に限る。）とします。なお、応募者は単独の事業者としますが、複数事業者の協力での事業実施は可能です。

（１）「２（５）譲渡における条件」を遵守できる事業者であること

（２）作品を有効に活用し、安定的、継続的に展示を行うことが期待できる事業者であること

（３）アート作品の展示、展覧の実績のある、国内に主たる事業所を有する事業者であること

4 応募の手続き

(1) 募集等のスケジュール

募集のスケジュールは以下のとおりです。

- ① 募集要項等の公表 令和7年7月29日（火）から令和7年8月27日（水）まで
- ② 質問の受付期限 令和7年8月6日（水）
- ③ 質問に対する回答 令和7年8月13日（水）
- ④ 提案書等の提出期限 令和7年8月27日（水）
- ⑤ 審査（プレゼンテーション） 令和7年9月5日（金）（予定）
- ⑥ 選定結果の通知・評価の公表 令和7年9月上旬
- ⑦ 契約書の締結 選定結果の通知～令和7年9月下旬
- ⑧ 引き渡し、搬出 令和7年10月14日（火）～令和7年10月21日（火）まで
- ⑨ アート作品の展示開始 令和7年11月以降随時

(2) 質問の受付及び回答

応募者は、質問事項がある場合は以下のとおり、質問書を提出するものとします。

受付期限 令和7年8月6日（水）正午まで

提出方法 質問書（様式 4）により、以下の提出先へメールでご提出ください。

電話等、口頭での問合せには対応いたしません。

提出先 広報・プロモーション局 企画・戦略・プロモーションチーム

(E-mail : communicationdesk@expo2025.or.jp)

回答期限 令和7年8月13日（水）

回答方法 質問書に記載したメールアドレス宛にメールで回答します。

(3) 参加申込

本プロポーザルに参加するには以下のとおり、必要書類を提出してください。

【提出書類及び提出部数】

以下の資料を正本1部、副本2部提出してください。

- ① 公募参加表明書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 企画書（様式3）

以下の資料は各1部提出してください。

- ④ 事業者の定款（写）
- ⑤ 事業者の登記事項証明書
- ⑥ 事業者の役員名簿（任意様式）
- ⑦ 事業者の直近3か年の決算書（貸借対照表、損益計算書その他財務状況に関する書類）（任意様式）
- ⑧ 法人税、都道府県民税、市町村税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明

する書類

【提出期限等】

提出期限 令和7年8月27日（水）午後5時必着

提出先 〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎47階
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
広報・プロモーション局企画・戦略・プロモーションチーム
(E-mail: communicationdesk@expo2025.or.jp)

提出方法 郵送又はメール

その他 参加表明書を提出後、辞退する場合は辞退届出書（様式5）を提出してください。

【その他】

- ・提案は1事業者につき1つとします。
- ・提出された書類の返却は行いません。
- ・書類等の作成及び提出に要する経費は、全て参加者の負担とします。

（4）その他応募に係る留意事項

応募者は、次の費用が発生する場合は、自らの負担により行うものとします。

- ・契約及び履行に関して必要となる費用
- ・引き渡し日以降の対象物件に関する解体、運搬等を含む一切の費用

5 譲渡先候補者の審査・選定

譲渡先候補者の審査・選定は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会において行います。

（1）選定委員会による審査・選定方法

- ①選定委員会において、提案書類の内容、事業者を対象としたプレゼンテーション及びヒアリング等を踏まえ審査を行い、合計点数が最も高い事業者を譲渡先候補者として選定し、それに次ぐものを次点者として選定します。
- ②審査項目ごとの配点は、「評価基準表」のとおりとします。
- ③譲渡先候補者の選定に当たり、最低限必要な合計点数は全体の6割以上とします。なお、審査対象事業者が1者となった場合でも審査は実施し、合計点数が全体の6割未満の場合は、譲渡先候補者として選定しないものとします。

【評価基準表】

区分 項目 評価の視点・内容

利活用方針(40 点)

- ・制作趣旨を理解し、作品の魅力が広く周知されるよう、長期に渡る利活用計画が検討されているか。
- ・作品の展示場所、展示期間は、広く一般の鑑賞なものとなっているか。
- ・大阪・関西万博のレガシーとして、長期に渡り作品を活用した取組みが提案されているか。

事業の具体性 (20 点)

- ・利活用方針を実現するため、事業計画案（展示内容や維持管理手法）は、独自の知見やノウハウ、新規性のアイデアを活かした具体的で詳細な提案となっているか。
- ・管理手法や運営体制等については、実現可能性が高い提案となっているか。

事業実施体制 (20 点)

- ・搬入出および作品展示のスケジュールは現実的な工程となっているか。
- ・作品展示において、継続的に一般の鑑賞者に対する実施体制となっているか。

事業継続性 (10 点)

- ・長期、安定的に作品展示を継続することが見込まれる計画となっているか。また、それを実施する十分な経営基盤があるか。

事業実績 (10 点)

- ・基本条件への対応や事業の遂行に必要なノウハウを有しているか。また、類似案件での実績があるか。

(2) 審査（プレゼンテーション等）

事業者による提案内容のプレゼンテーションを以下のとおり行います。

日 時 令和7年9月5日（金）（予定）

※時間等の詳細については、参加申込終了後に別途通知します。

場 所 オンラインにて実施

その他 プレゼンテーションに当たっての留意事項は以下のとおりです。

- ・1 事業者につき発言者は2 名以内とします
- ・プレゼンテーションはオンラインで行います
- ・プレゼンテーションは、「4（3）の提案書類」を使用して行うものとし、追加の補足説明資料等の配布及び投影はできないものとします
- ・プレゼンテーションは10 分以内とし、その後、5 分程度質疑応答の時間を設けます
- ・オンライン会議のアドレスは本協会より通知いたします
- ・パソコンの操作は事業者にて行うこととします

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、提案書類を提出した全参加者に文書で通知します。選定された事業者名は、本協会のホームページ等で公表します。

（４）その他留意事項

制作者及び本協会の関係者等に対して、便宜の提供等を目的とした接触を禁じることとします。なお、上記の事実が認められた場合には、当該参加者は失格とします。

６ 契約締結に関する事項

当該物件の譲渡に際しては、譲渡先候補者と本協会において締結します。また、維持管理等に関しては、譲渡先候補者と青木崇高氏のアート作品管理会社であるナビガトリア株式会社において締結することとします。

（１）契約の締結

本協会は譲渡先候補者との間で協議を行い、「物品譲与契約」を締結します（物品譲与契約書（案）をご覧ください）。また、譲渡先候補者と「ナビガトリア株式会社」は「維持管理契約」を締結します。

（２）所有権移転等

本作品の所有権は財産譲与契約締結日に移転するものとします。引取時期は令和 7 年 10 月 14 日より令和 7 年 10 月 21 日までの間で、譲渡先候補者との協議のうえ決定するものとします。

（３）留意事項

（契約不適合責任の排除）

本作品は、引渡し時の現状有姿で譲渡するものとし、不足分の引渡し、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

（危険負担に関する特則）

契約の締結から引渡しまでの間において、本協会の責めに帰することができない事由により滅失、毀損等をした場合であっても、損害賠償を請求することができない。

（第三者への譲渡等の禁止）

事業者は、譲渡を受けた作品を第三者へ譲渡を行ってはならない。ただし、青木崇高氏が特に認めた場合は、この限りではない。

（４）その他

本要項に定めのない事項は、当事者間の協議によって処理する。

７ 問合せ先及び提出先

住 所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 47 階

担 当：公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会

広報・プロモーション局企画・戦略・プロモーションチーム

E-mail：communicationdesk@expo2025.or.jp